

松本市公告第166号

松本市景観計画改定業務委託を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和6年7月17日

松本市長 臥雲 義尚

1 業務概要

(1) 業務名称

松本市景観計画改定業務委託

(2) 業務内容

別紙1「松本市景観計画改定業務委託仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国および他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していること。
- (7) 配置予定の管理技術者について、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 技術士法32条により登録された直接雇用する技術士(建設部門「都市及び地方計画」又は総合管理部門「建設―都市及び地方計画」に限る)を配置する。
 - (イ) 過去10年間(平成26年度から令和5年度までに完了した業務)の業務において、1件以上の同種又は類似業務の実績を有すること。
 - a 同種業務 景観行政に精通する専門家(景観審議会等諮問機関を除く)の助言を得ながら行う景観法第8条に規定する景観計画策定業務(景観計画改定を含む)(中核市以上の人口規模を有する自治体)
 - b 類似業務 景観法第8条に規定する景観計画策定業務(景観計画改定を含む)のうち、「a 同種業務」に該当しないもの(中核市以上の人口規模を有する自治体)
- (8) 配置技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前3か月以上の雇用)であること。
- (9) 他のコンサルタント等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受け

て業務を実施する場合は、業務の主たる部分を再委託しないこと。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和6年7月29日（月）正午まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

下記の提出書類ア～ウについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送（書留郵便）により各1部ずつ提出すること。また、電子データ（PDF形式）を添付すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務実施体制（様式第2号）

ウ 予定技術者の経歴（様式第3号）

6 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和6年7月24日（水）正午まで

(2) 提出方法

別紙2「松本市景観計画改定業務委託 公募型プロポーザルに関する質問書」により、電子メール（必ず送信したことを電話連絡すること。）で行うこと。

※提出先メールアドレス:toshikei@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和6年7月25日（木）※予定

7 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年8月21日（水）正午まで（必着）

(2) 提出書類

下記の提出書類ア～エについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送（書留郵便）により、必要部数（正本1部、副本10部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

ア 技術提案書（表紙）（様式第4号）

イ 業務実施方針（様式自由）

ウ 特定テーマに対する企画提案（様式自由）

エ 参考見積書（様式自由）

8 審査会

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す審査会で行う。

(1) 名称

松本市景観計画改定業務委託に関する選考委員会

(2) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い者1者を選定する。

なお、全参加者の技術評価点が基準点（審査員の技術評価合計点の7割）未満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査日 令和6年8月29日（木）※予定

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (3) 特定テーマに対する企画提案に関する記載が無い場合
- (4) 参考見積額が契約限度額を超えている場合
- (5) 技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない場合

10 契約に関する事項

交渉権第1位に選定された者を本業務の委託候補者として契約の締結交渉を行います。なお、交渉権第1位に認定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された者と交渉を行うものとします。

11 その他留意事項

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (4) 参加者名および契約者名については、契約締結後に公開を予定している。
- (5) 技術提案等の作成、提出並びにプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。
- (6) 契約者以外の提案に優れた提案があった場合、当該参加者の了承が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。
- (7) 業務実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の承認を得たうえで同等以上の技術者を配置するものとする。
- (8) 参加者は、技術提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。

12 問合せ先

担 当 松本市役所建設部 都市計画課 西松

TEL 0263-34-3015

FAX 0263-33-2939

e-mail toshikei@city.matsumoto.lg.jp